寄教総発第４１２号

令和４年６月２８日

寄居町立各小・中学校保護者　各位

寄居町長　花輪　利一郎

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した

学校給食費の保護者負担軽減事業の実施について

平素より、町政の推進についてご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

町では、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等緊急対策に係る国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、学校給食費の保護者負担軽減事業を実施することとなりました。

つきましては、下記のとおり事業内容等についてお知らせします。

記

１　軽減対象者　　　児童生徒が小中学校等に就学し、かつ町内に児童生徒とともに住所を有する保護者

２　軽減期間　　　　令和４年７月１日から令和５年３月３１日まで

３　軽減金額　　　　現行月額の1/2を上限に次の金額を減額します。

　　　　　小学生　月額２,０００円(上限)←[現行 月額４,０００円]

　　　　　　　　　　　中学生　月額２,５００円(上限)←[現行 月額５,０００円]

４　軽減手続　　　・今回の軽減措置に伴う手続は、毎月、学校一括で行いますので、各家庭における申請手続等は必要ありません。

　　　　　　　　　・各家庭では、口座振替を負担軽減後の金額で行いますので、残高の確認を必ずお願いします。

５　その他　　　　・この学校給食費保護者負担軽減事業は、令和４年度限定の寄居町の独自事業です。

　　　　　　　　　・学校給食費に係る就学援助費、生活保護費、特別支援教育就学奨励費等の公的助成金を受給されている保護者の方は、通常の金額で口座振替を行い、後日各助成金が給付されます。

　　　　　　　　　・町の第３子以降学校給食費補助金対象者は、手続き不要です。

６　問い合わせ先　　寄居町教育委員会　教育総務課

担当　黒瀨

　　　　　　　　　　　ＴＥＬ　048-581-2121㈹　内線510

　　　　　　　　　　　ＦＡＸ　048-581-3606

　　　　　　　　　　　e-mail　[kyousoumu@town.yorii.saitama.jp](mailto:kyousoumu@town.yorii.saitama.jp)